3　経済産業大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第六十条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく登録対象権利の変更の登録及び信託の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第七十八条　経済産業大臣は、信託の登録をするときは、令第五十二条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

2　（略）

第四款　仮登録

（令第六十一条第一号の仮登録の要件）

第七十九条　令第六十一条第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、認可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第八十条　経済産業大臣は、権利部の相当区に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録（令第六十二条に規定する本登録をいう。以下同じ。）をすることができる余白を設けなければならない。

2　（略）

3　前二項の規定は、保全仮登録について準用する。

（貯留権等に関する仮登録に基づく本登録）

第八十一条　経済産業大臣は、令第六十五条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部の相当区に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第八十二条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一　（略）

二　令第三十二条の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合　当該登録の登録名義人であった者

2　（略）

（処分の制限の登録における通知）

第八十三条　経済産業大臣は、設定の登録がされていない貯留権等について嘱託による貯留権等の処分の制限の登録をしたときは、当該貯留権等に係る貯留事業者等（法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。別表第二において同じ。）に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　許可貯留区域等、貯留事業等の概要及び貯留権番号等（貯留権番号又は試掘権番号をいう。以下同じ。）

二～四　（略）

3　経済産業大臣は、前二項の規定にかかわらず、令第四十七条第一項の規定による登録の申請があった場合において、当該申請に基づく試掘権の変更の登録及び信託の登録又は信託の抹消の登録をするときは、権利部に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）

第六十一条　経済産業大臣は、信託の登録をするときは、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登録の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

2　（略）

第三款　仮登録

（令第四十八条第一号の仮登録の要件）

第六十二条　令第四十八条第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、登録済証又は第三者の許可、認可、同意若しくは承諾を証する書面とする。

（仮登録及び本登録の方法）

第六十三条　経済産業大臣は、権利部に仮登録をしたときは、その次に当該仮登録の順位番号と同一の順位番号により本登録（令第四十九条に規定する本登録をいう。以下同じ。）をすることができる余白を設けなければならない。

2　（略）

（新設）

（試掘権に関する仮登録に基づく本登録）

第六十四条　経済産業大臣は、令第五十二条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登録の抹消をするときは、権利部に、本登録により第三者の権利を抹消する旨、登録の年月日及び当該権利に関する登録を抹消する記号を記録しなければならない。

第五節　雑則

（申請人以外の者に対する通知）

第六十五条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

一　（略）

二　令第三十一条の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登録の抹消を完了した場合　当該登録の登録名義人であった者

2　（略）

（処分の制限の登録における通知）

第六十六条　経済産業大臣は、設定の登録がされていない試掘権について嘱託による試掘権の処分の制限の登録をしたときは、当該試掘権に係る試掘者（法第十三条第二項に規定する試掘者をいう。別表第二において同じ。）に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

2　前項の通知は、当該登録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　許可試掘区域、試掘の概要及び試掘権番号

二～四　（略）